

「有害情報に関する特別世論調査」の概要

平成 19 年 10 月
内閣府政府広報室

調査概要	調査対象	全国 20 歳以上の者 3,000 人
	有効回収数	1,767 人 (58.9%)
	調査期間	平成 19 年 9 月 13 日～ 9 月 23 日
	調査方法	調査員による個別面接聴取
調査目的	子どもたちに悪影響を与える恐れのある情報に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。	
調査項目	1 国の有害情報に対する取組の認知度 2 雑誌，DVD などの有害情報の規制について 3 インターネット上の有害情報の規制について 4 「携帯電話のフィルタリング」の認知度 5 児童ポルノの単純保持の規制について 6 子どもの性行為等を描いた漫画や絵の規制について	
調査実績	児童の性的搾取に関する世論調査（平成 14 年 8 月）	

<お願い>

本資料の内容を引用された場合，その掲載部分の写しを
下記宛にご送付ください。

内閣府大臣官房政府広報室
世論調査担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1
電話 03(3581)0070
FAX 03(3580)1186

「有害情報に関する特別世論調査」の要旨

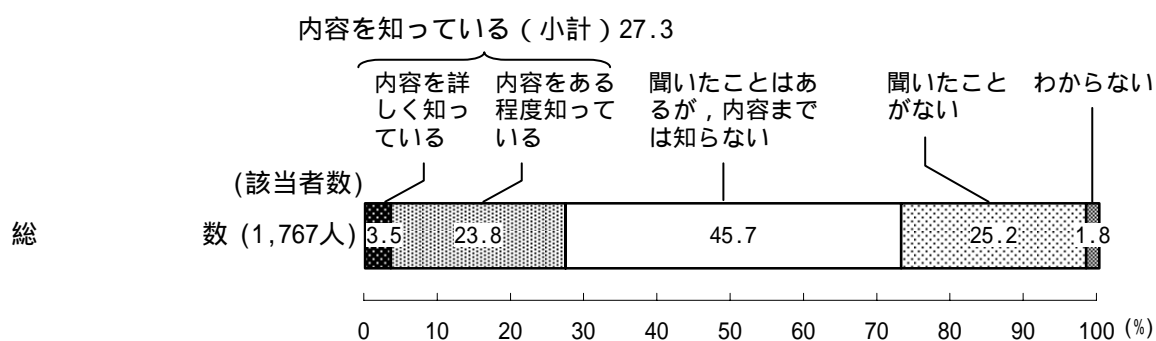
平成 19 年 10 月
内閣府政府広報室

調査時期：平成 19 年 9 月 13 日から平成 19 年 9 月 23 日
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人
回収結果：1,767 人 (58.9%)

1 国の有害情報に対する取組の認知度

平成 19 年 9 月

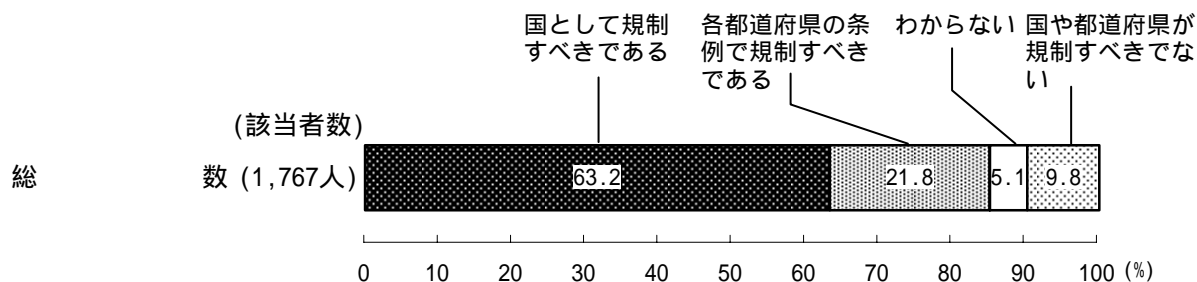
- ・内容を詳しく知っている 3.5%
- ・内容をある程度知っている 23.8%
- ・聞いたことはあるが、内容までは知らない 45.7%
- ・聞いたことがない 25.2%
- ・わからない 1.8%



2 雑誌，DVDなどの有害情報の規制について

平成 19 年 9 月

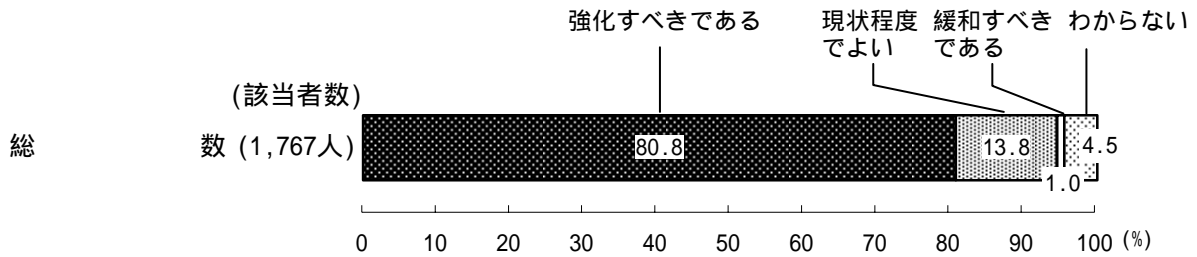
- ・国として規制すべきである 63.2%
- ・各都道府県の条例で規制すべきである 21.8%
- ・国や都道府県が規制すべきでない 9.8%
- ・わからない 5.1%



3 雑誌，DVDなどの有害情報の規制の程度について

平成 19 年 9 月

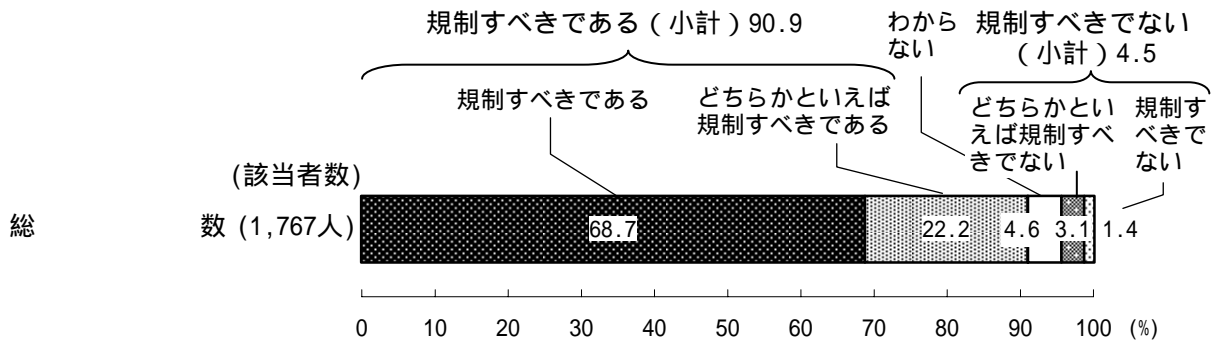
- ・強化すべきである 80.8%
- ・現状程度でよい 13.8%
- ・緩和すべきである 1.0%
- ・わからない 4.5%



4 インターネット上の有害情報の規制について

平成 19 年 9 月

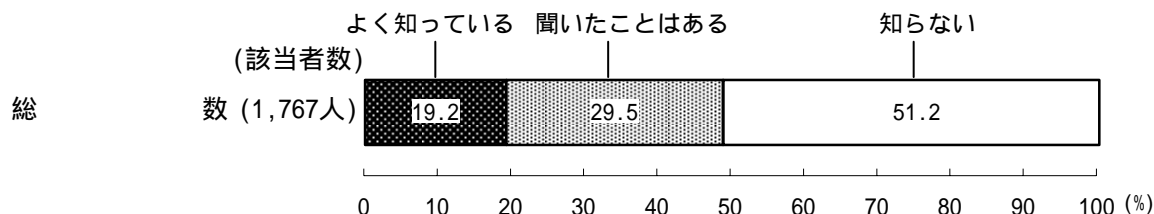
- ・規制すべきである 68.7%
- ・どちらかといえば規制すべきである 22.2%
- ・どちらかといえば規制すべきでない 3.1%
- ・規制すべきでない 1.4%
- ・わからない 4.6%



5 「携帯電話のフィルタリング」の認知度

平成 19 年 9 月

- ・よく知っている 19.2%
- ・聞いたことはある 29.5%
- ・知らない 51.2%

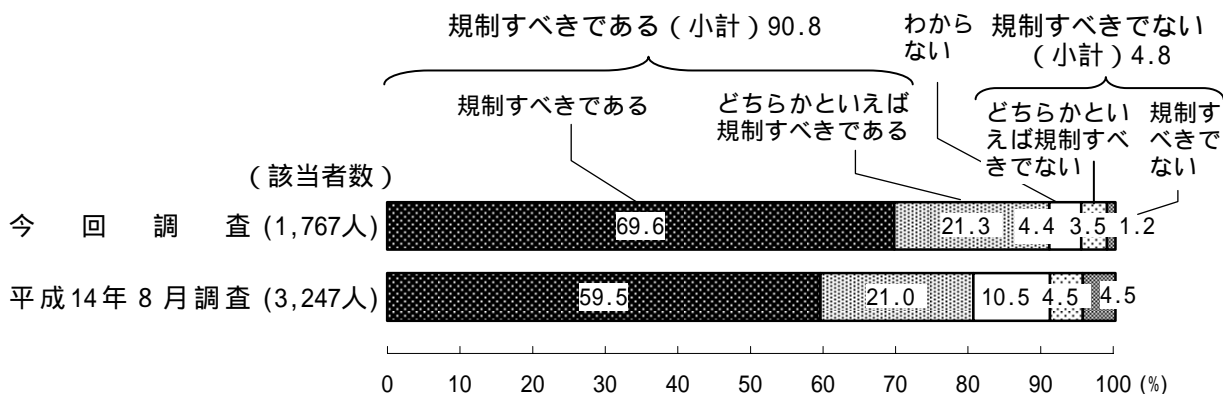


6 児童ポルノの単純保持の規制について

平成 14 年 8 月 (注)

平成 19 年 9 月

- ・規制すべきである 59.5% (平成14年8月) / 69.6% (平成19年9月)
- ・どちらかといえば規制すべきである 21.0% (平成14年8月) / 21.3% (平成19年9月)
- ・どちらかといえば規制すべきでない 4.5% (平成14年8月) / 3.5% (平成19年9月)
- ・規制すべきでない 4.5% (平成14年8月) / 1.2% (平成19年9月)
- ・わからない 10.5% (平成14年8月) / 4.4% (平成19年9月)



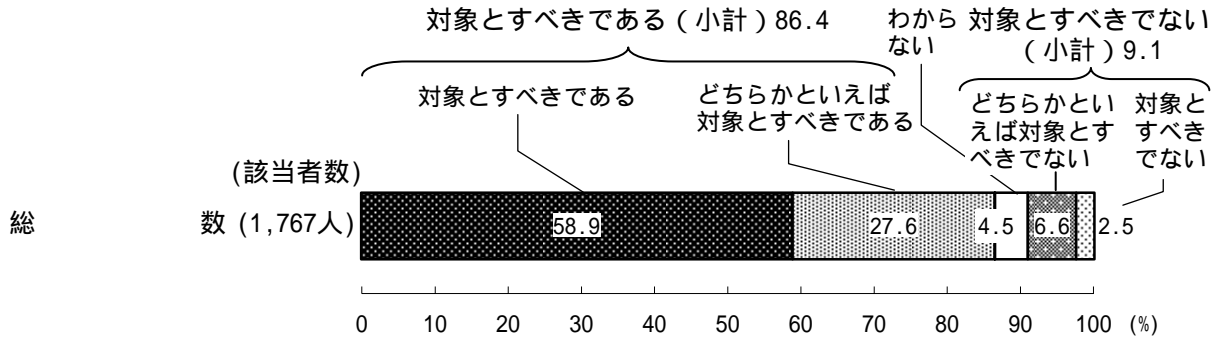
(注) 平成 14 年 8 月調査では、「法律で規制すべきだと思いますか」と質問しており、選択肢がそれぞれ「規制すべきだと思う」、「どちらかといえば規制すべきだと思う」、「どちらかといえば規制すべきだと思わない」、「規制すべきだと思わない」となっている。

なお、今回の調査から、調査対象者に調査主体が「内閣府」であることを提示して実施している。

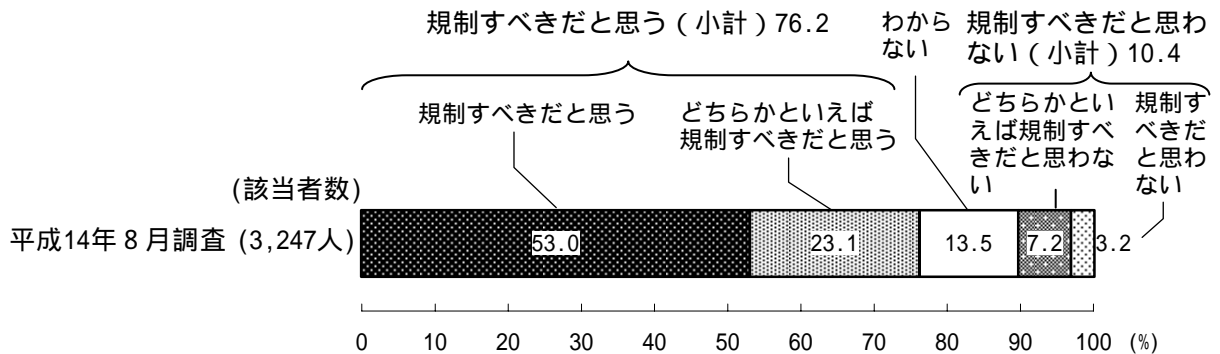
7 実在しない子どもの性行為等を描いた漫画や絵の規制について

平成 19 年 9 月

- ・対象とすべきである 58.9%
- ・どちらかといえば対象とすべきである 27.6%
- ・どちらかといえば対象とすべきでない 6.6%
- ・対象とすべきでない 2.5%
- ・わからない 4.5%



〔参考〕 絵画やイラスト等への規制の必要性



(注) 平成 14 年 8 月調査では、「絵画やイラスト等（モデルが存在しない空想上のものと、モデルが存在する模写とがあります）」についてお聞きします。被写体となる児童の権利を守る観点等から絵画やイラスト等を規制することについてどう思いますか」と質問している。

有害情報に関する特別世論調査

調査時期：平成 19 年 9 月 13 日から平成 19 年 9 月 23 日
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人
回収結果：1,767 人 (58.9%)

話は変わりますが、次に時事問題として「有害情報」についておうかがいします。

(資料 5 を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料 5】

近年、子どもたちに悪影響を与える恐れのある以下に示すような情報(「有害情報」と言います。)が多くなっています。

わいせつ画像などの性的な情報
暴力的な描写や残虐な情報
自殺や犯罪を誘発する情報
薬物や危険物の使用を誘発する情報 など

雑誌、DVD、ビデオ、ゲームソフトなどの有害情報に対しては、現在、ほとんどの都道府県で条例により、有害図書類等の指定や青少年への販売禁止などの制限がありますが、罰則が弱い、各都道府県により規制がばらばらであるなどの指摘があります。また、インターネットの世界でも通信事業者やネットカフェ業者による自主規制などが行われていますが、業界団体に属していない業者は規制の対象外となっています。子どもがインターネット上の有害情報に携帯電話等でアクセスして被害にあうケースも増えています。

一方、表現の自由等に配慮して、どのような情報であっても規制すべきでないという意見もあります。

政府では、こうした状況を踏まえ、様々な取組を行ってきたとともに、平成 19 年 7 月に「有害情報から子どもを守るための検討会」を立ち上げ、

- 1 国の姿勢を示す
- 2 社会全体として取り組む
- 3 有害情報を適切に把握する
- 4 有害情報の特性等に応じた対応策を講ずる
- 5 表現の自由等に配慮する

の 5 原則を掲げて検討を進めているところです。

Q 1 〔回答票 16〕あなたは、国が有害情報に対して取り組んでいる事実をどの程度ご存じですか。この中から 1 つだけお答えください。

- (3.5) (ア) 内容を詳しく知っている
(23.8) (イ) 内容をある程度知っている
(45.7) (ウ) 聞いたことはあるが、内容までは知らない
(25.2) (エ) 聞いたことがない
(1.8) わからない

Q 2 〔回答票 17〕雑誌、DVD、ビデオ、ゲームソフトなどの有害情報から子どもを守るために、どのようにすべきだと思いますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (63.2) (ア) 国として規制すべきである
- (21.8) (イ) 各都道府県の条例で規制すべきである
- (9.8) (ウ) 国や都道府県が規制すべきでない
- (5.1) わからない

Q 3 〔回答票 18〕雑誌、DVD、ビデオ、ゲームソフトなどの有害情報から子どもを守るための規制の程度について、どう思いますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (80.8) (ア) 強化すべきである
- (13.8) (イ) 現状程度でよい
- (1.0) (ウ) 緩和すべきである
- (4.5) わからない

Q 4 〔回答票 19〕インターネット上の有害情報が子どもの目に触れないように、国として規制を行うことについてどう思いますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (68.7) (ア) 規制すべきである
- (22.2) (イ) どちらかといえば規制すべきである
- (3.1) (ウ) どちらかといえば規制すべきでない
- (1.4) (エ) 規制すべきでない
- (4.6) わからない

Q 5 〔回答票 20〕あなたは、携帯電話による有害なサイトの閲覧を防止する「携帯電話のフィルタリング」をご存じですか。この中から 1 つだけお答えください。

- (19.2) (ア) よく知っている
- (29.5) (イ) 聞いたことはある
- (51.2) (ウ) 知らない

(資料6を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料6】

現行の法令(いわゆる児童ポルノ禁止法)では、児童ポルノの所持について、他人へ提供することを目的として持つこと等は規制されていますが、個人が自らの趣味として単に持っているだけでは処罰されません。

これに関して、個人が持つだけであれば他に害を及ぼさないため現行のままでは問題はないとの意見があります。一方、被写体となる児童の権利を守る観点から、単に持っているだけでも処罰の対象とすべきとの意見があります。

「児童ポルノ」とは、写真、ビデオ、DVDなどであって、次に示す児童の姿を描写したものをいいます。

- 1 児童による性交等の姿
- 2 児童の性器を触る姿等であって性欲を興奮・刺激させるもの
- 3 衣服を着けないか又は衣服の一部を着けない児童の姿であって性欲を興奮・刺激させるもの

Q6 [回答票21] 児童ポルノを単に持つことも法律で規制することについてどう思いますか。この中から1つだけお答えください。

- (69.6) (ア) 規制すべきである
(21.3) (イ) どちらかといえば規制すべきである
(3.5) (ウ) どちらかといえば規制すべきでない
(1.2) (エ) 規制すべきでない
(4.4) わからない

(資料7を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料7】

現行の法令では、実在しない子どもに対する性行為等を描いた漫画(コミック)や絵(イラスト)などは、規制の対象となっていません。

これに関して、実在しない子どもを描くのであれば、他に害を及ぼさないため、現行のままでは問題ないとの意見があります。一方、これらコミック等が児童を性的対象とする風潮や児童に対する性的犯罪を助長するとの意見もあり、実在する子どもの写真やDVDなどと同様に規制の対象とすべきとの意見があります。

Q7 [回答票22] このような漫画(コミック)や絵(イラスト)を規制の対象とすることについてどう思いますか。この中から1つだけお答えください。

- (58.9) (ア) 対象とすべきである
(27.6) (イ) どちらかといえば対象とすべきである
(6.6) (ウ) どちらかといえば対象とすべきでない
(2.5) (エ) 対象とすべきでない
(4.5) わからない